

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	住民税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税賦課事務
②事務の概要	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)等を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①課税資料、申告情報の取得(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)</p> <p>②課税資料、給与所得者の異動届の入力</p> <p>③税額の通知(特別徴収・普通徴収)、年金所得に係る特別徴収の中止通知</p> <p>④住民登録外の課税を行った場合、該当市町村へ地方税法第294条第3項の通知</p> <p>⑤減免に係る事務</p> <p>⑥当市に課税権がないと判断された場合における、住民登録地への課税資料の回送</p> <p>⑦他自治体等からの調査回答、他自治体等への税務調査</p> <p>⑧未申告者に対する勧奨申告</p> <p>⑨賦課情報に基づく課税証明書等の発行</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、申告支援システム、国税連携システム、地方税電子申告システム(eltax)、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システム、申告支援ファイル、地方税電子申告ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の第16項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表」第二省令)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の27の項</p> <p>・別表第二省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部課税課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部課税課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	②課税資料の入力	②課税資料、給与所得者の異動届の入力	事後	
平成29年1月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠1 番号法第19条第7号及び別表第2(2)別表第2における情報提供の根拠	・番号法第19条第7号、8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、同条の2、第23条、第24条、第25条、第26条、同条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、同条の3、同条の4、第44条、同条の2、第47条、第49条、同条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、同条の2、同条の3 (情報照会の根拠) 第20条、22条、26条	・番号法第19条第7号、8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、同条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、同条の3、同条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条	事後	
平成29年1月13日	II しい値判断項目 1. 対象人数	平成26年9月30日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年1月13日	II しい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年4月25日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	本間 廣勝	海老沼 浩行	事後	
平成29年4月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務。 【内容】 ①課税資料、申告情報の取得(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等) ②課税資料、給与所得者の異動届の入力 ③税額通知(特別徴収・普通徴収) ④住民登録外の課税を行った場合、該当市町村へ地方税法第294条第3項の通知 ⑤減免に係る事務 ⑥当市に課税権がないと判断された場合における、住民登録地への課税資料の回送 ⑦他自治体等からの調査回答、他自治体等への税務調査 ⑧未申告者に対する勧奨申告 ⑨賦課情報に基づく課税証明書等の発行	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務。 【内容】 ①課税資料、申告情報の取得(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等) ②課税資料、給与所得者の異動届の入力 ③税額通知(特別徴収・普通徴収)、年金所得に係る特別徴収の中止通知 ④住民登録外の課税を行った場合、該当市町村へ地方税法第294条第3項の通知 ⑤減免に係る事務 ⑥当市に課税権がないと判断された場合における、住民登録地への課税資料の回送 ⑦他自治体等からの調査回答、他自治体等への税務調査 ⑧未申告者に対する勧奨申告 ⑨賦課情報に基づく課税証明書等の発行	事後	
平成30年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部課税課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5114(直通)	総務部課税課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-5114(直通)	事後	
平成30年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部課税課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5114(直通)	総務部課税課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-5114(直通)	事後	
平成30年1月1日	II しい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月1日	平成30年1月1日	事後	
平成30年1月1日	II しい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日	平成30年1月1日	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠1 番号法第19条第7号及び別表第2(2)別表第2における情報提供の根拠	・番号法第19条第7号、8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、同条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、同条の3、同条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条	・番号法第19条第7号、8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119 ※20、53の項は平成31年6月1日施行予定 ※117の項は平成31年10月1日施行予定 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	海老沼 浩行	課税課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部課税課 吉川市吉川二丁目1番地1	総務部課税課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5114	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	総務部課税課 吉川市吉川二丁目1番地1	総務部課税課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5114	事後	
平成31年1月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年1月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	時点修正
令和2年1月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	時点修正
令和2年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第7号及び別表第2(2)別表第2における情報提供の根拠	・番号法第19条第7号、8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119 ※20、53の項は平成31年6月1日施行予定 ※117の項は平成31年10月1日施行予定 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、8号及び別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和2年12月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和2年12月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の27の項 ・別表第二省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の27の項 ・別表第二省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和3年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税課税台帳ファイル	個人住民税システム	事後	
令和5年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	